

目次

I -3	予防接種歴調査票	1
I -4	卒業証明書	2
I -6	大学入学共通テスト受験票返信用封筒（長形3号）	3
I -7	障害等に関する相談申込書	4
I -8	誓約書（安全保障輸出管理関係）	5

令和6年度新入生各位

保健管理センター所長
小林 由直

麻しん等の集団感染の予防と予防接種歴調査票の提出について
ご協力をお願い

三重大学では、入学時に、麻しん・風しん・流行性耳下腺炎(ムンプス、おたふくかぜ)・水痘(水ぼうそう)・結核の5種感染症の予防接種歴の確認をしています。

特に、麻しんウイルスは伝染力が極めて強く、かかると肺炎や脳炎などの合併症を併発する可能性があります。過去に大流行した際には、多くの大学が休校に追い込まれる事態となりました。最近では、2018年末に津市で開かれた研修会の参加者が麻しんに集団感染し、県内外へも感染が拡大したことが大きく報道されています。

また、風しんは、2013年及び2018～2019年に大流行があり、今後もこのような流行が再び起こることが危惧されます。このような流行の原因として、麻しん・風しんワクチン未接種者や未罹患者に加え、ワクチン接種から10年以上が経過して免疫抗体の減少した者が増加したことなど、集団の感染防御抗体保有率が低くなっていることが考えられています。

以上より、ご自身の感染予防と学内集団感染予防のため、学生の皆様には、以下の3点につきご協力をお願いいたします。

- ① 麻しん・風しん・水痘・流行性耳下腺炎などに罹患したことがない、かつ、ワクチン未接種(必要回数を満たしていない場合を含む)の方は、かかりつけ医と相談の上、ワクチン接種、又は抗体検査を受けることをお勧めします。
- ② 全身の発疹または水疱、耳下腺の腫脹などを認めるとき、あるいは2週間以上続く咳や痰があるときは、入学前に医療機関を受診してください。
- ③ ご自分の罹患歴と予防接種歴を母子手帳等でご確認の上、
予防接種歴調査票をご自身でダウンロードし、記入済のものを入学手続き時に提出してください(分かる範囲でご記入ください)。

卒業証明書の提出

学校推薦型・総合型選抜入学者は高等学校若しくは中等教育学校を令和6年3月卒業見込みの方は、その卒業証明書を令和6年3月8日（金）までに当該学部学務担当へ提出してください。

なお、期限までに卒業証明書が取得できない場合は、卒業見込証明書を代わりに提出し、後日卒業証明書を当該学部学務担当へ提出してください。

上記証明書はともに郵送にて提出願います。郵送する時は、封筒に三重大大学の受験番号を明記し、卒業証明書在中または卒業見込証明書在中と記入してください。

一般選抜【前期日程・後期日程】入学者は所定の手続期間内に提出してください。

大学入学共通テスト受験票返信用封筒（長型3号）提出について

返信用封筒の用途：ご提出いただいた大学入学共通テスト受験票を返送する際に使用

返信用封筒の注意点：①封筒は長型3号をご提出ください。

②返信用封筒に84円切手を貼付してください。

③返信用封筒の宛先に入学者の氏名・住所（入学手続提出時と同じ住所）を記入してください。

※大学入学共通テスト受験票は、確認次第随時返送しています。引っ越し予定の住所を返信用封筒に記入されますと宛先不明になる可能性がありますので、確実に郵便物の受け取りのできる住所を記入してください。

障害学生支援センター

障害学生支援センターは、何らかの障害や疾患等を理由とした修学上・大学生活上の悩みごとや困りごとについて、入学前から相談できる場所です。

●修学上の困りごとの例

- ・授業中に先生が喋っている内容を聞き取ることが難しい。
- ・グループワーク等のとき、緊張して落ち着かない。

●大学生活上の困りごとの例

- ・車椅子の使用等の理由により通れない場所があり、教室移動に時間がかかり遅刻する可能性がある。
- ・授業や研究等で必要なものが、手の届かない場所にある。

上記のような不安や心配がある際には、障害学生支援センターのスタッフや教職員が連携し、学生が望む修学や大学生活が送れるよう一緒に考えていきます。

相談を希望される方は、入学手続関係書類提出時に「[障害等に関する相談申込書](#)」を提出してください。

なお、入学後も障害学生支援センターにおいて相談を受け付けますので、下記連絡先へ電話またはメール等でご連絡ください。

既に受けてこられた支援と同様の支援を希望される方についても、早い段階でお会いできればと思いますので、どうぞご連絡ください。

学生総合支援機構 障害学生支援センター

TEL 059-231-9903 FAX 059-231-9903

E-mail 2525shien@ab.mie-u.ac.jp

URL <https://www.mie-u.ac.jp/life/supportstudents/index.html>



Regarding Submission of Pledge for Security Export Control
 <To Foreign Students>

To maintain international peace and security, pursuant to the Foreign Exchange and Foreign Trade Act (hereinafter referred to as "Foreign Exchange Act"), regulations concerning Security Export Control is being enforced in Japan under the international framework in order for goods and information on advanced techniques not to be converted into weapons of mass destruction, etc. In compliance with this, Mie University is undertaking efforts based on the Foreign Exchange Act in terms of strict observance of the law. For this reason, we ask for your understanding of the importance of Security Export Control and ask you to sign the Pledge on the attached form and submit it to Mie University.

Therefore, please download the pledge form by yourself, print it out, fill it out with your signature, and submit it to the counter of each department.

<Place for inquiries>

Research Promotion Office , Department of Research
 and Regional Collaboration

Mail : ken-sokatu@ab.mie-u.ac.jp

Tell: 059-231-9704

安全保障輸出管理に係る誓約書の提出について
 <留学生の方へ>

国際的な平和及び安全の維持を図るため、我が国では国際的な枠組みの下、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づき、高度な技術情報や貨物が大量破壊兵器等に転用されないよう、安全保障輸出管理規制を実施しております。これを受け三重大学でも、法令遵守の観点から外為法に基づいた取組みを行っておりますが、留学生を通じた技術・貨物の流出を防止する目的で、受け入れる留学生に対して、誓約書の署名・提出をお願いしています。

つきましては、留学生の方は、誓約書様式をご自身でダウンロードし印刷の上、自署にて記入済のものを、各所属部局の窓口担当へ提出ください。

<問い合わせ先>

研究・地域連携部 研究推進チーム

メールアドレス : ken-sokatu@ab.mie-u.ac.jp

電話番号 : 059-321-9704